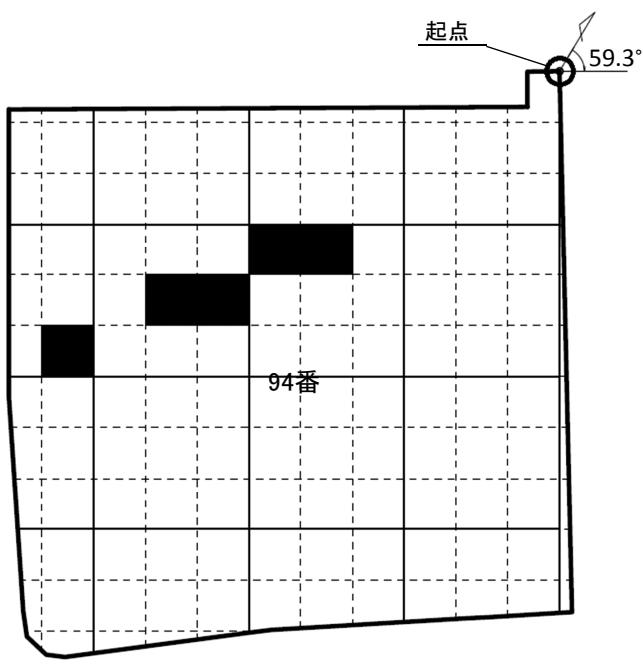


平成二十七年三月十七日

一
形質変更時要届出区域
登米市中田町上沼字要害九十四番の一部とし、次の図のとおりとする。

宮城県知事 村井嘉浩



凡 例



形質変更時要届出区域



敷地境界

<起 点>

起点は、対象地の北端とする。

<格子の回転角度> 59.3°

格子の回転角度は、起点を通り東西方向及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していない特定有害物質

鉛及びその化合物の種類

砒素及びその化合物

○宮城県告示第二百六十四号
救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十七年三月十七日

| 名 称 | 所 在 地 | 認定年月日 | 認定の有効期限 |
|------------------|-------------|-------------|-------------|
| 大崎市民病院鳴子温泉分院 | 大崎市鳴子温泉字末沢一 | 平成二十七年三月十五日 | 平成三十三年三月十四日 |
| 宮城県立循環器・呼吸器病センター | 栗原市瀬峰根岸五五一 | 平成二十七年三月十日 | 平成三十年三月十四日 |

○宮城県告示第二百六十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十四条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業者名称 | 介護保険事業所番号 | サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地 |
|------------|------------|---------|--|
| あさひな農業協同組合 | ○四七二七〇〇〇六一 | 居宅介護支援 | J A あさひなケアサービスセンターハウス 黒川郡大和町吉岡南三丁目 六番地の二 |

二 指定の効力の停止の内容
新規利用者の受け入れ停止

三 停止の期間

平成二十七年四月一日から同年六月三十日まで
○宮城県告示第二百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十条第一号の規定により告示する。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 共同生活援助 | 特定非営利活動法人ネットワークオレンジ | 設置者名 | 指定年月日 |
|------------|--------------------------|---------------|--------|---------------------|------|------------|
| ○四二〇五〇〇四八〇 | ジエットホームオレンジ 気仙沼市大林十八番 | | | | | 平成二十七年三月一日 |

○宮城県告示第二百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行つた。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行つた地区の名称
桜場地区

二 処分の年月日
平成二十七年三月四日

○宮城県告示第二百六十八号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条の二第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日
平成二十七年三月十日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者
の氏名

主たる営業所の所在地

（建設業許可番号）
（宮城県知事許可）

| | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| 佐藤 晃一 酒井 勝一 森勇建設株式会社 | 仙台市泉区泉中央一丁目十番二号 |
| | 号第一般一二十一 一万八千六百八十九 号第十九千二百四十九号 |

三 処分の内容

1 処分

一般建設業許可の取消し

2 取消範囲

建設業の営業の全部

3 四 処分の原因となつた事実

被処分者の営業所の所在地を確知できず、平成二十七年一月三十日付け宮城県告示第九十三号で告示したが、同日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかつた。

○宮城県告示第二百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 道路の区域

一 道路の種類 県道

二 道路名 気仙沼唐桑線

三 道路の区間

| 変更の区間 | | 前後 変更の 敷地の幅員 (メートル) | 備考 |
|-------|--------|------------------------------|--------------------------------|
| 後 | A | 前 | |
| 一二・〇 | 一四・〇・九 | 一四・〇・九 | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分を いう。 |
| 八〇・九 | 八〇・〇 | 八〇・〇 | |

○宮城県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 変更の区間 | | 前後 変更の 敷地の幅員 (メートル) | 前後 変更の 敷地の延長 (メートル) |
|--------|--------|------------------------------|------------------------------|
| 後 | 前 | | |
| 一一・〇・九 | 一一・〇・九 | 一一・〇・九 | 二二三・二 |
| 一一・〇・九 | 一一・〇・九 | 一一・〇・九 | 二二三・二 |

| 変更の区間 | | 前後 変更の 敷地の幅員 (メートル) | 前後 変更の 敷地の延長 (メートル) |
|-------|-------|------------------------------|------------------------------|
| 後 | 前 | | |
| 八・六・一 | 八・六・一 | 八・六・一 | 二二三・二 |
| 三〇・五 | 三〇・五 | 三〇・五 | 二二三・二 |

| 変更の区間 | | 前後 変更の 敷地の幅員 (メートル) | 前後 変更の 敷地の延長 (メートル) |
|-------|-------|------------------------------|------------------------------|
| 後 | 前 | | |
| 四〇三・九 | 四〇三・九 | 四〇三・九 | 二二三・二 |
| 四〇三・九 | 四〇三・九 | 四〇三・九 | 二二三・二 |

| 変更の区間 | | 前後 変更の 敷地の幅員 (メートル) | 前後 変更の 敷地の延長 (メートル) |
|--|--|------------------------------|------------------------------|
| 後 | 前 | | |
| 石巻市広瀬字小島浦四二番一地先から 同市広瀬字物見沢一一〇番二地先まで | 石巻市広瀬字小島浦四二番一地先から 同市広瀬字物見沢一一〇番二地先まで | 八・六・一 | 二二三・二 |
| 石巻市広瀬字小島浦四二番一地先から 同市広瀬字物見沢一一〇番二地先まで | 石巻市広瀬字小島浦四二番一地先から 同市広瀬字物見沢一一〇番二地先まで | 八・六・一 | 二二三・二 |

○宮城県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

| 県道 | 種道路類の 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|--------|-------------------|-----------------|---------|
| 線気仙沼唐桑 | 同市新浜町一丁目一三九番六地先まで | 平成二十七年三月十九日午前六時 | |

○宮城県告示第二百七十三号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画下水道
- 2 名称 石巻市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百七十四号

石巒市から石巒広域都市計画及び河北都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巒市東部流域関連公共下水道

二 現在の実施状況

宮城県知事 村井嘉浩

1 種類

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百七十五号

名取市から仙塙広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類

仙塙広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百七十六号

岩沼市から仙塙広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類

仙塙広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

仙塩広域都市計画道路事業

2
名称

三・三・三百二十二号 長町八木山線

三 事業施行期間

平成九年十二月九日かづ

「平成九年十二月九日から平成二十七年三月三十日まで」を「平成九年十一月九日から平成二

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県告示第二百七十九号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月十七日

一 施行者の名称

二 都市計画事業の種類及び名称

山東省立圖書館

2
名称

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事
村井嘉浩

一 施行者の名称
仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

仙塩広域都市計画道路事業

三 事業施行期間

「平成十一年三月十九日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成十一年三月十九日から平

四
事業地

1 収用の部分

2 使用の部分

○宮城県告示第二百八十九号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

仙台市 施行者の名称

二 都市計画事業の種類及び名称

2 仙塩広域都市計画道路事業
名称

三・四・三百二十三号 薬師堂駅前線

三 事業施行期間

「平成二十年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分
- 2 使用の部分
- 3 変更なし
- 4 なし

○宮城県告示第二百八十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 組合の名称

鹿島台町已待田土地区画整理組合

二 事務所の所在地

大崎市鹿島台平渡字已待田五百九十三番地

三 設立認可の年月日

平成十五年二月十四日

四 変更認可の年月日

平成二十七年三月十一日

公 告

○県営南鹿原地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業（生産基盤型））計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同

第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり綱覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年三月十七日

一 縱覧に供する書類の名称

県営南鹿原地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業（生産基盤型））変更計画概要書

二 縱覧期間

平成二十七年三月十七日から平成二十七年四月十四日まで

三 縱覧場所

加美町役場

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十七年四月十四日

2 提出方法 宮城県北部地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八九一六一一七 宮城県大崎市古川旭四丁目一の一

電子メールアドレス n-h-n-n-b-k-s@p-r-e-f.m-i-y-a-g-i.j-p

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、加美町役場で縱覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○次の特定開発行為に関する対策工事が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十八条第三項の規定により公告する。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 開発区域

多賀城市伝上山一丁目七番一の一部、七番三の一部、八番の一部、十番二の一部、十三番二の一部

面積 四百十七・八二平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
多賀城市下馬一丁目十番六号

宮城民医連事業協同組合 代表理事 金田早苗

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の臨時会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従つて傍聴しなければならない。

平成二十七年三月十七日

宮城県教育委員会

委員長 庄子晃子

一日 時 平成二十七年三月二十日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 宮城県教育委員会会議規則の一部改正について

第二号議案 宮城県教育委員会傍聴人傍聴規則の一部改正について

第三号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

第四号議案 教育長の退職手当の支給に関する規則の廃止について

第五号議案 宮城県教育委員会公告式規則の一部改正について

第六号議案 宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正について

第七号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参考した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二一-二一一一三六一一）